申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:学校教育部教育総務課　№001

処　分　名	春日部市教育委員会の傍聴許可
処分の概要	春日部市教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、開会前までに傍聴申込書に氏名、住所を記入し、教育長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市教育委員会傍聴規則（平成 17 年教育委員会規則第 16 号）第２条 春日部市教育委員会会議規則（平成 17 年教育委員会規則第 15 号）第 18 条第１項、第 19 条
審査基準	処分の先例がないものであって、規則の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	１日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	会議開会前まで
申請方法	本庁舎 4 階教育総務課窓口への提出 ただし、移動教育委員会の場合は会場前への提出
備　考	教育長は、傍聴席に余裕がないとき、または会議運営上必要な場合には、傍聴人の人数を制限することがあります。（春日部市教育委員会傍聴規則第６条） 会議は公開とするが、教育長又は委員の発議により、出席者の３分の２以上の多数で決議したときは、公開しないことができます。非公開としたときは、傍聴することができません。（春日部市教育委員会会議規則第１８条第１項、第１９条）

根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市教育委員会傍聴規則 第２条　会議を傍聴しようとする者は、開会前までに、自己の氏名、住所その他教育長の必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。 第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。 （１）　めいていしていると認められる者 （２）　会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者 （３）　前２号のほか、委員長が傍聴を不適当と認める者 第６条　教育長は、傍聴席に余裕がないとき、又は会議運営上必要な場合には、傍聴人の人数を制限することができる。 ■春日部市教育委員会会議規則 第 18 条　会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。 第 19 条　会議は、教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、前条第１項の規定により、非公開としたときは、この限りでない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:学校教育部教育総務課(市民文化会館)　No.002

処　分　名	春日部市民文化会館の使用の許可
処分の概要	春日部市民文化会館を使用しようとするときは、教育委員会の許可を受ける必要があります。
根拠条例等･条項	春日部市民文化会館条例（平成 17 年条例第 193 号）第 5 条 春日部市民文化会館条例施行規則（平成 17 年規則第 11 号）第 7 条、第 7 条の２ 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 19 年条例第 52 号）第３条
審査基準	◎春日部市民文化会館の使用の許可は、当該施設の使用が次の（1)から(３）の要件を全て満たすことが必要です。 （1）秩序又は風俗を害するおそれがないこと。 ・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等を指します。 （2）建物又は附帯設備を破損するおそれがないこと。 （3）暴力団等の利益になると認められないこと。 （4）その他管理上支障がないこと。（以下のような場合を指します。） ・入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合 ・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業に支障がある場合
標準処理期間	１日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	・ホール、楽屋、リハーサル室及び展示室は、使用する日が属する月の12か月前の月の初日から使用する日の７日前までの間 ・練習室、会議室、和室及び特別会議室は、使用する日が属する月の４か月前の月の15日から使用する日の３日前までの間 ・ホール（客席を除く。）を春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有する個人、法人又はその他の団体が営利を目的としないで使用するときは、使用する日の１か月前から前日まで ・ホールの使用を伴わないリハーサル室は使用する日の６日前から前日まで
申請方法	春日部市民文化会館窓口への提出

備　　考	管理上必要があるときは、使用について条件を付することがあります。 公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市民文化会館条例 第５条　会館の施設等を使用しようとする者は、あらかじめ春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。 ２　前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。 （１）　秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 （２）　建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 （３）　その他管理上支障があるとき。 ３　教育委員会は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。 ■春日部市民文化会館条例施行規則 第７条　条例第５条第１項の規定により会館（駐車場を除く。）の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日部市民文化会館使用許可申請書（様式第１号）又は春日部市民文化会館使用（利用）申請書（様式第１号の２）（以下「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。（略） ２　前項に規定する申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める日から受け付けるものとする。（略） （１）　ホール、楽屋、リハーサル室及び展示室　使用する日が属する月の12か月前の月の初日 （２）　練習室、会議室、和室及び特別会議室　使用する日が属する月の４か月前の月の15日 （３）　ホール（客席を除く。）を春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有する個人、法人又はその他の団体が営利を目的としないで使用するとき　使用する日の１か月前 （４）　ホールの使用に伴い練習室、会議室、和室及び特別会議室を使用するときは、ホールの例による。 （５）　ホールの使用を伴わないリハーサル室　使用する日の６日前 ３　前項第２号の規定による申請は、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。）の規定による予約者の決定の後に受け付けるものとする。 ４　申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までに提出しなければならない。 （１）　前項第１号に規定するもの　使用する日の７日前 （２）　第２項第２号に規定するもの　使用する日の３日前 （３）　第２項第３号及び第５号に規定するもの　使用する日の前日

	５　教育委員会は、申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めたときは、使用料を徴収し、春日部市民文化会館使用料金領収書（様式第２号）又は領収書（様式第２号の２）及び春日部市民文化会館使用許可書（様式第３号）又は春日部市民文化会館使用（利用）許可書（様式第３号の２）（以下「許可書」という。）を申請者に交付しなければならない。 ■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例　第３条

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署等:学校教育部教育総務課(市民文化会館) №003

処　分　名	春日部市民文化会館の使用料の還付
処分の概要	既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、春日部市民文化会館の使用の許可を受ける者に対して、使用料の全部又は一部を還付することができます。
根拠条例等･条項	春日部市民文化会館条例（平成 17 年条例第 193 号）第 16 条 春日部市民文化会館条例施行規則（平成 17 年規則第 11 号）第 11 条
審査基準	◎次の(1)(2)の要件のいずれかに該当した場合、春日部市民文化会館の使用料が還付されます。 (1) 管理上特に必要があるため、使用の許可を取り消されたとき。 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合等を指します。 (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、施設等を使用することができないとき。 ・災害などにより施設自体が使用できない場合や、災害や事故などに伴う交通機関の途絶などの不可抗力により使用できない場合等を指します。 ・新型インフルエンザ等特別措置法に起因する理由で、臨時休館又は貸館休止となり、施設を使用できない場合を指します。
標準処理期間	1 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：令和２年５月８日）
申請時期	随時
申請方法	春日部市民文化会館窓口への提出
備　　考	

根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市民文化会館条例 （使用料の還付） 　第 16 条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付するものとする。 　（1）会館の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。 　（2）使用者の責めに帰することができない理由により、会館の施設等を使用することができないとき。 ■春日部市民文化会館条例施行規則 　第 11 条　条例第 16 条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げるとおりとする。 　（１）　使用開始前の場合　全額 　（２）　規定使用時間の２分の１を経過しない場合　半額 　（３）　その他の場合　教育委員会がその都度定める額 　一部改正〔平成 20 年教委規則７号〕